

06 桜堤公園、仙川緑地 さくらづつみこうえん せんがわりょくち	(公園種別) 街区公園・都市緑地	(所在地) 東京都武藏野市
	(管理者) 武藏野市	

特徴	●団地の建替え事業との一体化により、公園、河川等が連続する水辺空間を形成 協定締結にもとづく団地建替え事業者による河川改修、公園改修、及び団地内公園整備の一体的な設計、整備により、親水性の高い水辺空間を実現した。	
隣接施設等の種類と名称	河川	・仙川
	団地	・桜堤団地（団地建替事業） ※団地内公園に隣接
立地環境	既成市街地（郊外の建替え団地内）	

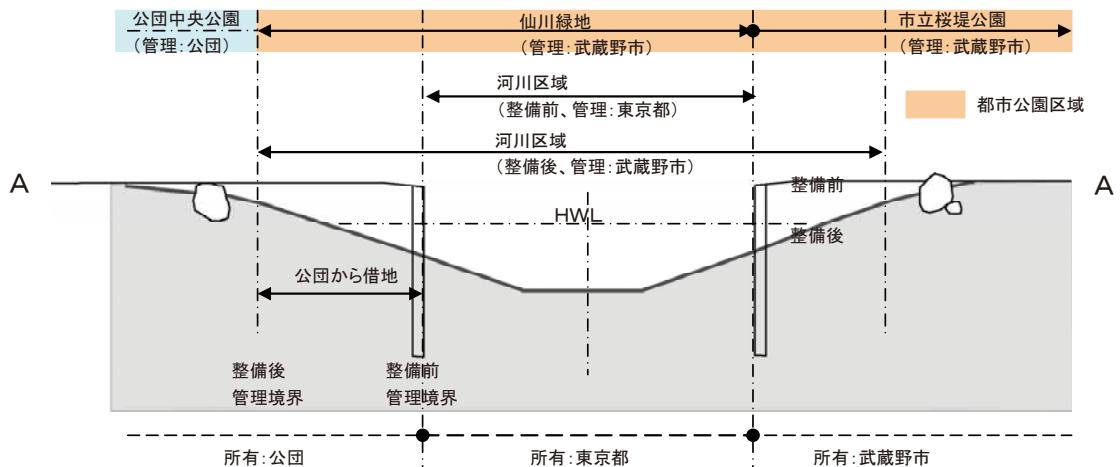
隣接施設等との一体化・連携の概要

◆ 1 整備段階における河川及び団地との連携：

河川の環境整備計画をふまえた関係者間の協定締結による一体的な設計・整備

【空間確保レベル・境界処理レベル】

公団住宅の建替えにあたり、河川沿いに設置されていた既存の都市公園を活用し、河川の緩傾斜護岸整備と併せ、公団による公園と既存都市公園を一体の公園として、連続的な水辺空間を形成。 一体的整備にあたっては、水辺の自然環境の保全と回復を重視し、河川管理者の都、建替え事業者の公団、及び公園の設置・管理者の市が協定を締結し、同一コンサルタントが施設間の整合を図りながら連続的な設計を行った。



①桜堤公園内の流れ
浄水場の処理水を導水して利用



②水辺のビオトープ
浄水場の処理水の放流
により水量確保



③水辺に連続する公団中央公園
既存木を活かした広場

連携レベル	骨格形成レベル	空間確保レベル	境界処理レベル	波及効果レベル
連携の段階	配置計画	整備	管理運営	

都市公園の概要				
公園種別	【仙川緑地】都市緑地 【桜堤公園】街区公園			
所在地	東京都武蔵野市桜堤2丁目1番			
管理主体	武蔵野市			
都市計画決定	年月日	—	面積	—
開設（仙川緑地）	供用開始年月日	平成11年(1999)10月24日	現況面積	4,247 m ²
開設（桜堤公園）	供用開始年月日	昭和50年(1975)3月31日	現況面積	1,146 m ²
<整備方針>				
【仙川緑地】河川区域の占用により都市緑地として整備。 (左岸側の河川区域は、公団用地を含むため、市が公団用地を借地し、仙川緑地として整備)				
【桜堤公園】建替え以前に整備された公園。建替え及び河川改修時にあわせて一体的に改修。 (新たに整備したビオトープ池の水源は、仙川の水量不足を補うため、境浄水場（都水道局管理）からの処理水を導水利用し、仙川へ放流。)				
<主な施設> 園路、橋、池、放流口、沢渡石、ベンチ				
<特記事項>				
・公園設計については、隣接する団地内公園（公団中央公園）、河川、及び公園のデザインの連続性を維持するため、公団が一括して同一業者に発注。				
・市と公団（機構）は覚書を締結し、公園部分については市が公団用地部分についても日常的な維持管理を実施。				
<利用状況>				
・隣接する公団中央公園と一緒に利用され、仙川沿いに散策する人も多い。水辺の憩いの場として、夏の子どもの水遊び場としても利用されている。				
・現地には「桜堤団地中央公園」の銘板があるだけで、「桜堤団地」、「仙川緑地」の表示はされていない。一般利用者にとっては、これら3者は1つ公園として認識されているようである。				

隣接施設等の概要		
河川	名称	仙川（多摩川水系野川流域内）
	河川種別	一級河川
	管理者	東京都
団地	名称	桜堤団地
	建替事業主体	住宅・都市整備公団（当時）
	都市計画	一団地の住宅施設（平成9年変更決定） ※桜堤中央公園は、一団地の住宅施設内の公園として整備

都市公園・隣接施設等の連携に関する主な経緯	
平成8年5月10日	基本協定の締結（武蔵野市、住宅・都市整備公団）
平成8年10月	仙川水辺環境整備計画検討委員会設立 仙川水辺整備に係る負担等について市と公団が協議
平成9年	緑の基本計画に「仙川でまちなみをリメイクする重点事業」を位置づけ 仙川整備基本計画策定、武蔵野都市計画「一団地の住宅施設」都市計画変更決定
平成10年9月16日	仙川水辺環境整備協定締結（公団内1ブロック）
平成11年	桜堤公園リニューアル開園
平成13年5月1日	仙川水辺環境整備協定締結（費用負担、土地の貸与、設計業務等委託）
平成14年4月1日	仙川水辺環境整備区域（2ブロック先行区）に係る維持管理についての覚書 (河川区域、公園区域について市が管理を担当、公団公園区域について公団担当)

都市公園・隣接施設等の位置及び景観の状況

位置図



■全体計画平面図



出典) 都市再生機構提供資料



①団地内公園入口から桜堤公園方向を望む



②仙川緑地の水辺の様子
手前が桜堤公園（列石が境界）
対岸のベンチは団地内公園施設

連携の内容

◆ 1 整備段階における河川及び団地との連携： 河川の環境整備計画をふまえた関係者間の協定締結による一体的な設計・整備

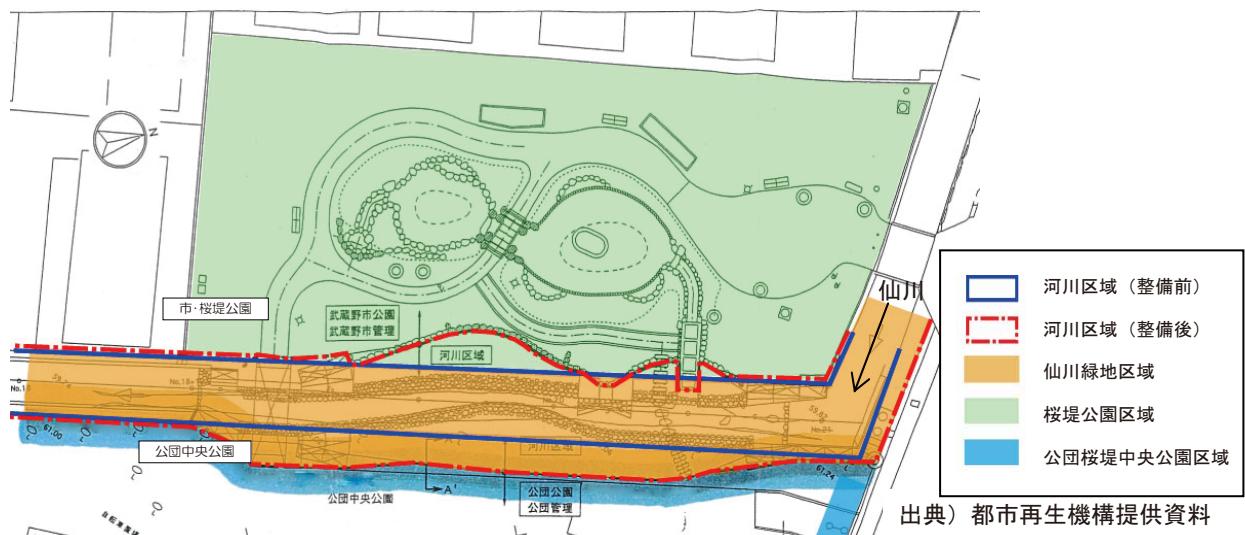
<連携の背景・きっかけ>

- 「仙川に水を流してほしい」という市民要望を受けて、武藏野市では、都、住宅・都市整備公団（当時）をメンバーとする委員会を設置。その答申を踏まえ、市街地内を貫く仙川を水と緑のネットワーク軸として位置づけ、沿線の特性に応じた河川及び水辺の保全と再生に取り組む「仙川水辺環境整備計画」作成した。
- 老朽化による団地の建替えの具体化に合わせて、武藏野市と公団は、「仙川水辺環境整備計画」にもとづき両者が協力して一体的に水辺環境を整備することについて基本合意し、平成8年に協定を締結した。
- 公団では、団地建替え事業を住宅市街地総合整備事業により進めることとなり、建替え団地内に関わる仙川の水辺空間について、公団が事業者となって、団地内公園、河川、公園を一体的に整備することとなった。

<連携の手法・工夫点>

①市と公団との協定締結により、公団が一括して設計、整備を実施

- 仙川に隣接する団地を公団が建替えるにあたり、武藏野市が仙川及び周辺について、水辺環境の保全・回復を目的として策定した「仙川水辺環境整備計画」において示された仙川及び水辺の整備計画をふまえて、河川、公園、及び団地内公園を一体的に整備することで武藏野市と公団が協力することを基本合意し、協定を締結した。
- その協定にもとづき、公団は武藏野市から業務を受託して、河川、公園及び団地内中央公園を一体として設計し、整備を行った。



出典) 都市再生機構提供資料

②河川の緩傾斜護岸整備による河川区域の拡幅、及び公団用地の無償貸与による仙川緑地整備

- 仙川の緩傾斜護岸改修により、河川区域を拡幅。左岸側については、公団用地も含めて河川区域を設定。
- 拡幅された河川区域について、河川の占用許可を得て、仙川緑地として整備。仙川緑地の設置にあたっては、拡幅された左岸側の緩傾斜護岸部分の公団用地を無償で市に貸与。

※拡幅された河川区域を仙川緑地として設定し、桜堤公園と一体的な公園として整備することとなったが、右岸側については、すでに桜堤公園が開設されていたため、公園区域の変更は行わず、その他の河川区域を仙川緑地とした。

<連携による効果>

- 公団が団地内公園、河川、公園に関わる設計及び整備を一括して実施したため、関係者間の協議や調整が比較的円滑に行われ、仙川を中心とする水辺の連続的なデザインが実現した。

<情報提供>

- ・武藏野市都市整備部緑化環境センター
- ・都市再生機構東日本支社設計部

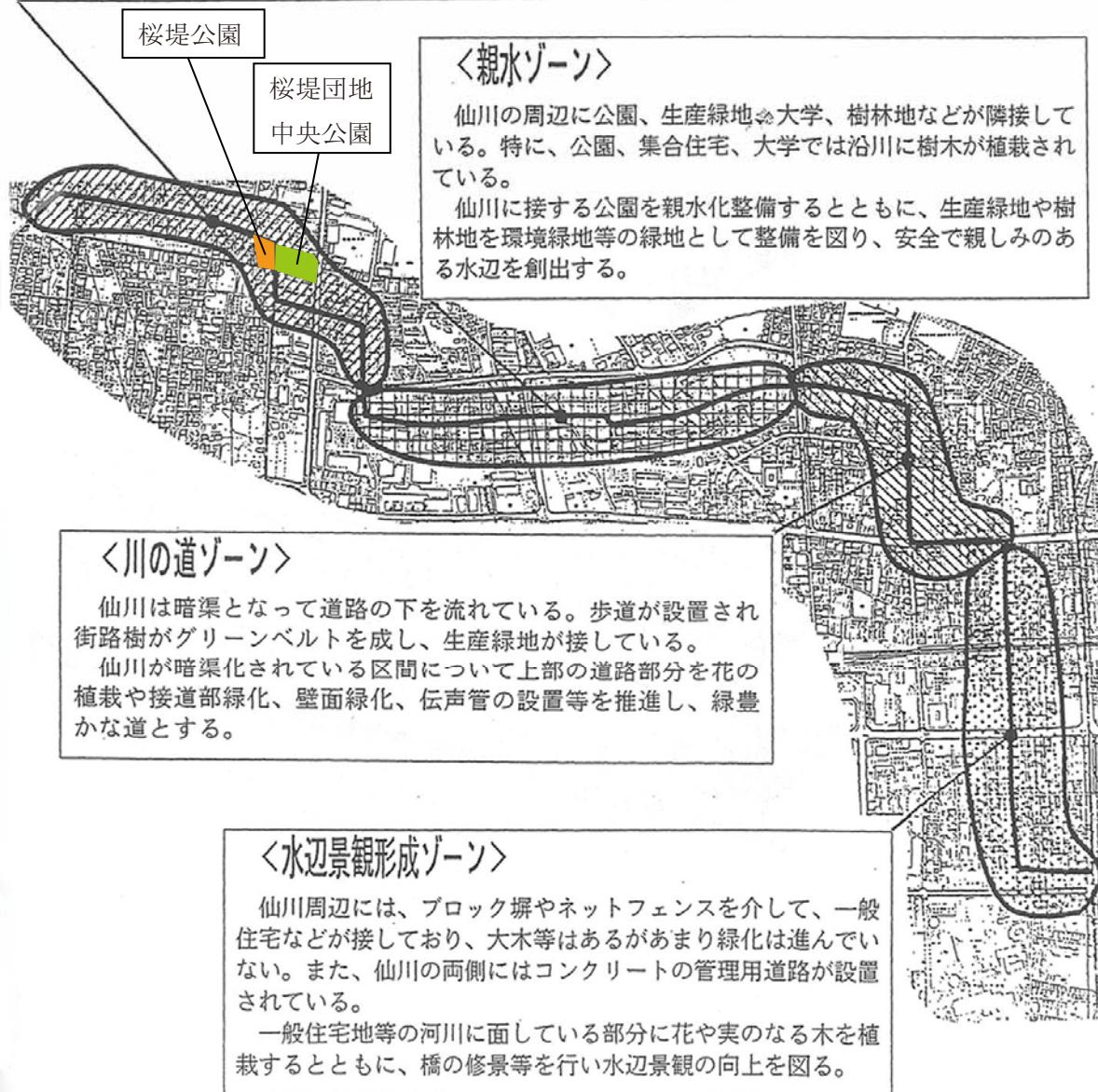
参考資料

■仙川リメイク「武藏野市仙川水辺環境整備基本計画」におけるゾーン別計画

〈自然生態系復活ゾーン〉

現在、団地内にはサクラをはじめとした樹木が多く植栽され、桜堤団地の建て替えにあわせて、公園や緑地が計画されている。

そこで、団地内を流れる仙川も自然石、蛇籠等を設置し、様々な動植物を誘致するよう配慮し、整備をすすめる。



〈水辺景観形成ゾーン〉

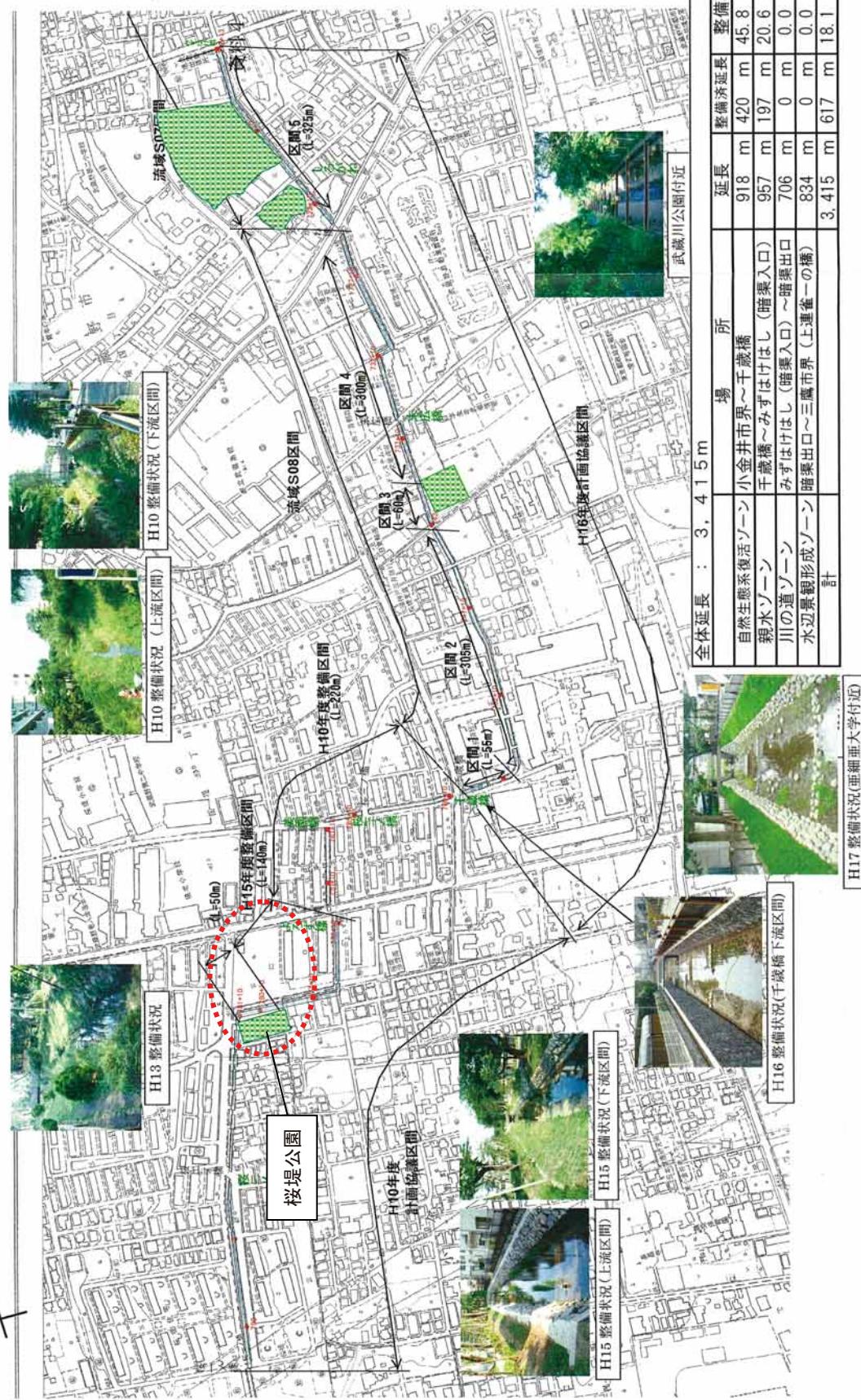
仙川周辺には、ブロック塀やネットフェンスを介して、一般住宅などが接しており、大木等はあるがあまり緑化は進んでいない。また、仙川の両側にはコンクリートの管理用道路が設置されている。

一般住宅地等の河川に面している部分に花や実のなる木を植栽するとともに、橋の修景等を行い水辺景観の向上を図る。

出典) 仙川リメイク「武藏野市仙川水辺環境整備基本計画」平成10年7月、武藏野市

■仙川水辺環境整備事業整備状況

仙川水辺環境整備事業



07 玉川上水緑道 たまがわじょうすいりょくどう	(公園種別) 特殊公園	(所在地) 東京都昭島市ほか
	(管理者) 東京都	

特 徴	●歴史的な水路沿いを活用し、水と緑のネットワーク景観軸を形成 水路沿いの水道局用地を活用し、沿線の自治体等が設置する遊歩道等と連続した長距離の歩道整備により、水と緑のネットワーク軸となる緑地帯を形成した。	
隣接施設等の種類と名称	導水路・排水路	・玉川上水（史跡）
	歴史文化資源	・名勝小金井（サクラ）
立地環境	既成市街地（武蔵野台地上の一部農地が混在する住宅地を流れる用水路沿い）	

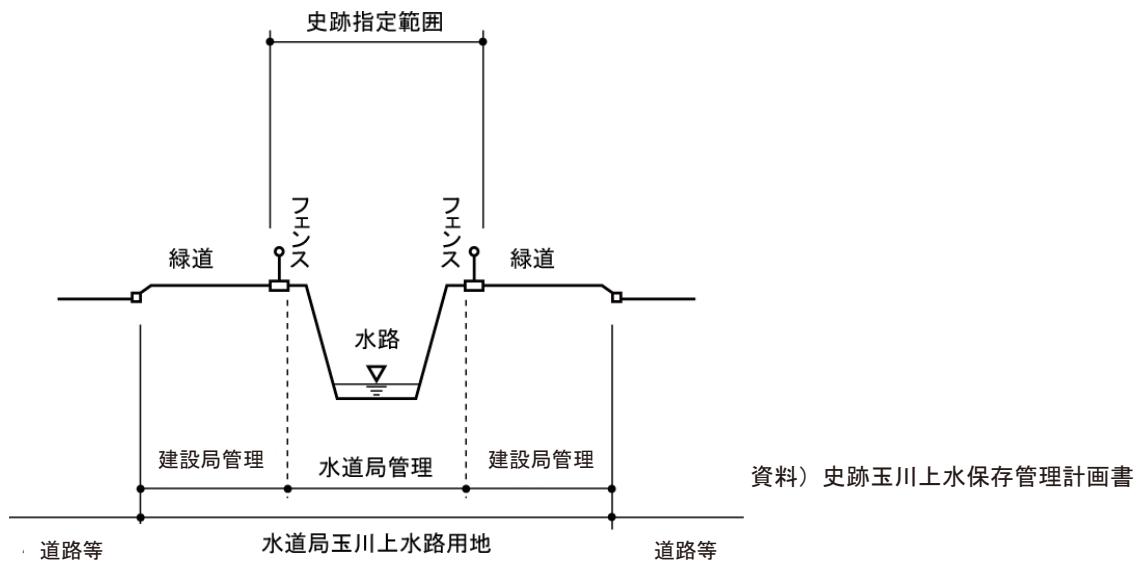
隣接施設等との一体化・連携の概要

◆ 1 整備・管理運営段階における水路・歴史文化資源との連携：

水路沿いの管理用用地を活用した緑道整備と景観誘導方策により、長距離の緑の景観軸を整備

【空間確保レベル・境界処理レベル】

近代土木遺産であり現在も導水路・排水路として使用されている国指定史跡「玉川上水」沿いの水道局用地を使用許可により緑道を整備。すでに名勝として指定されていた区間と接続して地元自治体が整備している遊歩道等と連続した散策路を形成し、それによって東京西部を縦断する緑の都市景観軸を形成。



連携レベル	骨格形成レベル	空間確保レベル	境界処理レベル	波及効果レベル
連携の段階	配置計画	整備	管理運営	

都市公園の概要				
公園種別	特殊公園			
所在地	東京都昭島市、立川市、小平市、小金井市、西東京市、武藏野市、三鷹市、杉並区			
管理主体	東京都建設局 (指定管理者：(財) 東京都公園協会)			
都市計画決定	年月日	昭和 32 年(1957)12 月 21 日	面積	24.67ha
開設	供用開始年月日	昭和 56 年(1981)6 月 1 日	現況面積	128,000.50m ²
<整備方針>				
・都条例にもとづく歴史環境保全地域として指定されているため、雑木主体の既存林を保全し、舗装や施設整備を最小限とし、水辺の自然環境を保全した散歩道として整備。				
<主な施設> 柵、案内板				
<特記事項> 都市計画決定は、杉並区和泉浄水場から三鷹市萬助橋まで指定。				
<利用状況>				
・自然的散策路として、日常的利用が多い。ウォーキングツアーや自然観察会等のイベント利用も多い。 ※緑道整備区域は、参考資料参照。				

隣接施設等の概要		
導水路・排水路	名称	玉川上水（史跡「玉川上水」）
	管理主体	東京都水道局
歴史文化資源	名称	名勝小金井（サクラ）
	管理主体	東京都

都市公園・隣接施設等の連携に関する主な経緯	
明治初期	東京都水道局が用地管理を引き継ぐ
大正 13 年	小金井サクラ名勝指定
昭和 28 年	玉川上水上流部を自然公園の一部に指定（歩道として計画、整備）
昭和 30 年代	沿線自治体により一部を遊歩道整備（水道局管理用地の使用許可による）
昭和 32 年	緑地として都市計画決定（玉川上水の一部区間）
昭和 37・38 年	風致地区指定（立川市松中橋～小金井市新小金井橋付近）
昭和 56 年	水道局管理用地の使用許可により緑道の整備を開始
昭和 58 年	玉川上水保全協議会設置（東京都内部の関係機関間の協議調整）
平成 9 年	都条例に基づき水道局管理用地を含む沿線地域が「玉川上水景観基本軸」に指定
平成 11 年	都条例に基づき歴史環境保全地域に指定
平成 15 年	史跡指定
平成 19 年	史跡玉川上水保存管理計画書策定

都市公園・隣接施設等の位置・景観の状況

■位置図



近世に、羽村取水口から四谷大木戸までの約43kmが開削された玉川上水は、平成15年に羽村から浅間橋までが史跡として指定された。（水路両側の水道局管理用地は史跡指定範囲外）中流部には、近世に花見の名所となつた小金井サクラが名勝として指定されている。



①上流部の緑道

右側が玉川上水の水路。上流部は水道原水が流れている。



②中流部の緑道

左側が玉川上水。中流部以下では下水の高度処理水が流れている。



③上流部の緑道入口

入口付近のみ舗装されている。



④中流部の緑道入口

右側が玉川上水。ほとんどの区間が未舗装で、案内板が設置されている程度。

連携の内容

- ◆ 1 整備・管理運営段階における水路・歴史文化資源との連携：
水路沿いの管理用用地を活用した緑道整備と景観誘導方策により、長距離の緑の景観軸を整備

<連携の背景・きっかけ>

- ・近世に造成された用水路である玉川上水の周辺が宅地化されるに従い、周辺住民から水路沿いを遊歩道に開放して欲しいとの要望が出され、それまで立ち入り禁止区域であった両岸の堤部分を開放し、水路沿いまで柵を後退させた。それによって、一部の区間を除き、両岸が通行可能となった。
- ・沿線市区や東京都によって、遊歩道や歩道が整備され、すでに名勝として遊歩道機能ももっていた区間とそれらの間をつなぐような形で緑道が整備されることとなった。

<連携の手法・工夫点>

①水道局管理用地の使用許可による緑道設置

- ・玉川上水の管理用通路である水路両側について、地元自治体による遊歩道や道路（歩行者専用道路、歩道）として既に整備されていた区間以外を順次緑道として整備し、開設した。

②史跡保全と一体となった管理運営

- ・平成15年に玉川上水が史跡として指定され、その歴史的遺産を保存・活用するために、平成19年に保存管理計画が策定された。
- ・保存管理計画の策定期階において、水路両側についても、史跡の保存に影響を与える可能性があり、一体的な管理が必要であることから、用地の管理者である水道局が中心となって関係機関と協議し、保存管理計画書の中に、周辺環境の保全に関する事項が記載された。

■保存管理計画書に記載された周辺環境の保全に関する内容

（「史跡玉川上水保存管理計画書」平成19年3月、東京都水道局、抜粋）

※「範囲外」とは史跡指定範囲外のこと。

(1)範囲外の植生

- ①樹木の枝葉や樹根の伸張の抑制
- ②史跡と調和した植栽

(2)周辺の土地利用等

- ①史跡指定範囲内植生への影響の軽減
- ②景観の調和
- ③周辺からの雨水等による影響の軽減

③風致地区、都条例等による保全及び景観誘導

- ・玉川上水は、近世に開削されたすぐれた歴史的遺産であると同時に、武蔵野の自然環境が残された、緑の良好な景観を呈している。
- ・このことから、玉川上水の自然環境を保全するとともに、周辺と一体となった景観を保全していくために、風致地区、歴史環境保全地域、及び都条例による景観基本軸に指定し、景観の保全と誘導が行われている。
- ・緑道についても、これらの指定をふまえ、自然環境や景観の保全に配慮した管理が行われている。

■玉川上水の景観保全に関わる制度と指定範囲

名称	指定範囲	制限行為など
風致地区 (都市計画法)	玉川上水の立川市松中橋～小金井市新小金井橋付近まで 玉川上水の中心から両側10～15m	宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更、木竹の伐採、建築物の色彩の変更、など
歴史環境保全地域 (東京における自然の保護と回復に関する条例)	玉川上水全線（水道局管理用地のうち開渠部分）	建築物その他の工作物の新築、改築、土地の形質の変更、木竹の伐採、など
景観基本軸 (東京都景観条例)	玉川上水の羽村取水口～浅間橋まで 玉川上水の中心から両側100m	建築物の新築、増築、改築、移転、土石の採取、鉱物の堀採、玉川上水を横断する工作物の設置、など

<連携による効果>

- ・複数市区にまたがる玉川上水において、沿線の市区によって各市内のみ整備されていた遊歩道が、連続したものとなった。

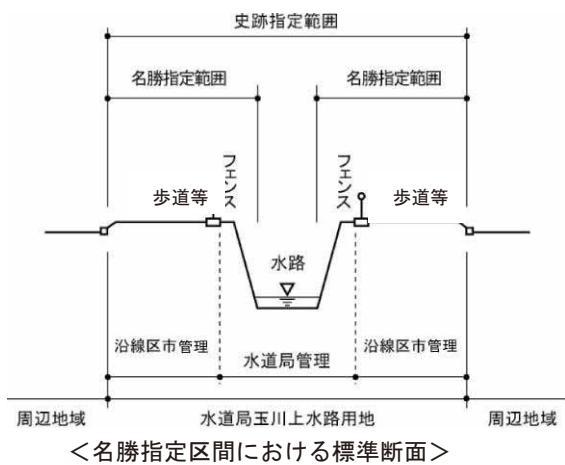
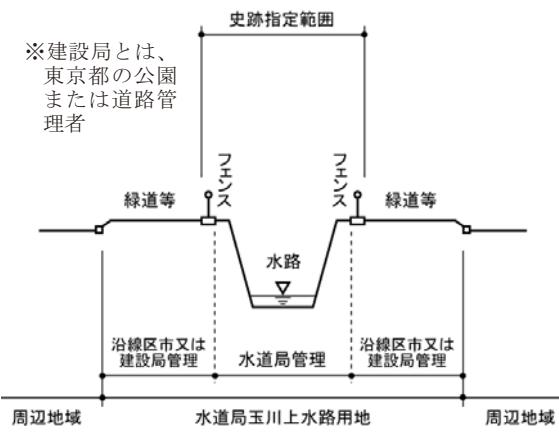
＜情報提供＞

- ・東京都建設局西部公園緑地事務所管理課管理係

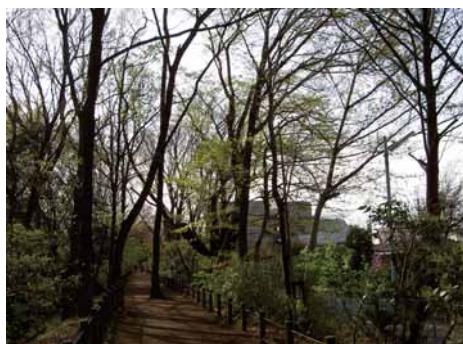
参考資料

■史跡「玉川上水」の概要

- ・玉川上水は、1654年に多摩川の上流部羽村取水口から四谷大木戸までの約43km、江戸市中への上水用の導水路として開削された開渠の用水路。
- ・上流部は、現在でも上水道の導水路として使用されている。中流部以下は昭和40年代に淀橋浄水場の廃止に伴い通水が停止し、長らく通水されていなかったが、昭和59年に清流復活事業により下水の高度処理水を導水し、通水して自然環境や景観を保全している。
- ・中流部の小平市から武蔵野市にかけての区間は、江戸時代からのサクラの名所として、名勝「小金井（サクラ）」に指定され、水道局用地全体が史跡として保存管理されている。名勝区間の水路沿いは、沿線自治体や道路管理者が歩道を整備、管理している。
- ・用水路沿いを緑道等として担保することにより、周辺の市街地化や道路等の環境圧から守り、緑地帯として景観の形成に寄与している。一方では、樹林の成長や利用による踏み固めによる裸地化が進行し、史跡や名勝の保存に影響を与えていている。



玉川上水の水路部分（小平水衛所付近）
近世の素掘り開渠の水路のため、法面が一部では崩落している。



小平市付近の緑道（柵の右側が玉川上水の水路）



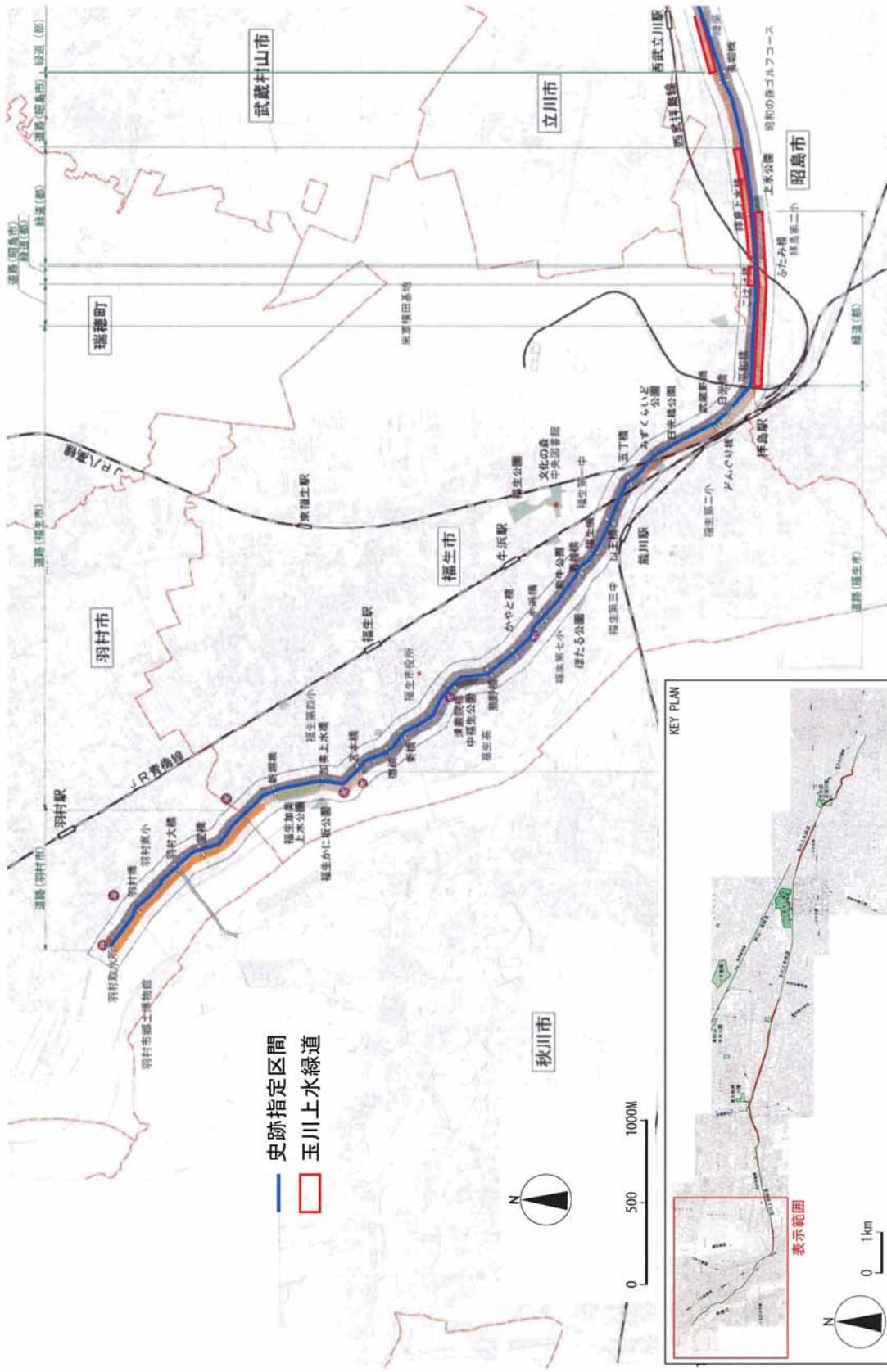
三鷹市が整備・管理している歩道（三鷹駅付近）
フェンスの左側が玉川上水、歩道部分のみ市が整備・管理している。



名勝「小金井（サクラ）」指定区間
(小金井市整備・管理区間)
サクラの左側が玉川上水の水路。近年、水路に生育するケヤキの影響で名勝としてのサクラの景観が衰退している。

■玉川上水緑道平面図・管理区分図(公園区域)

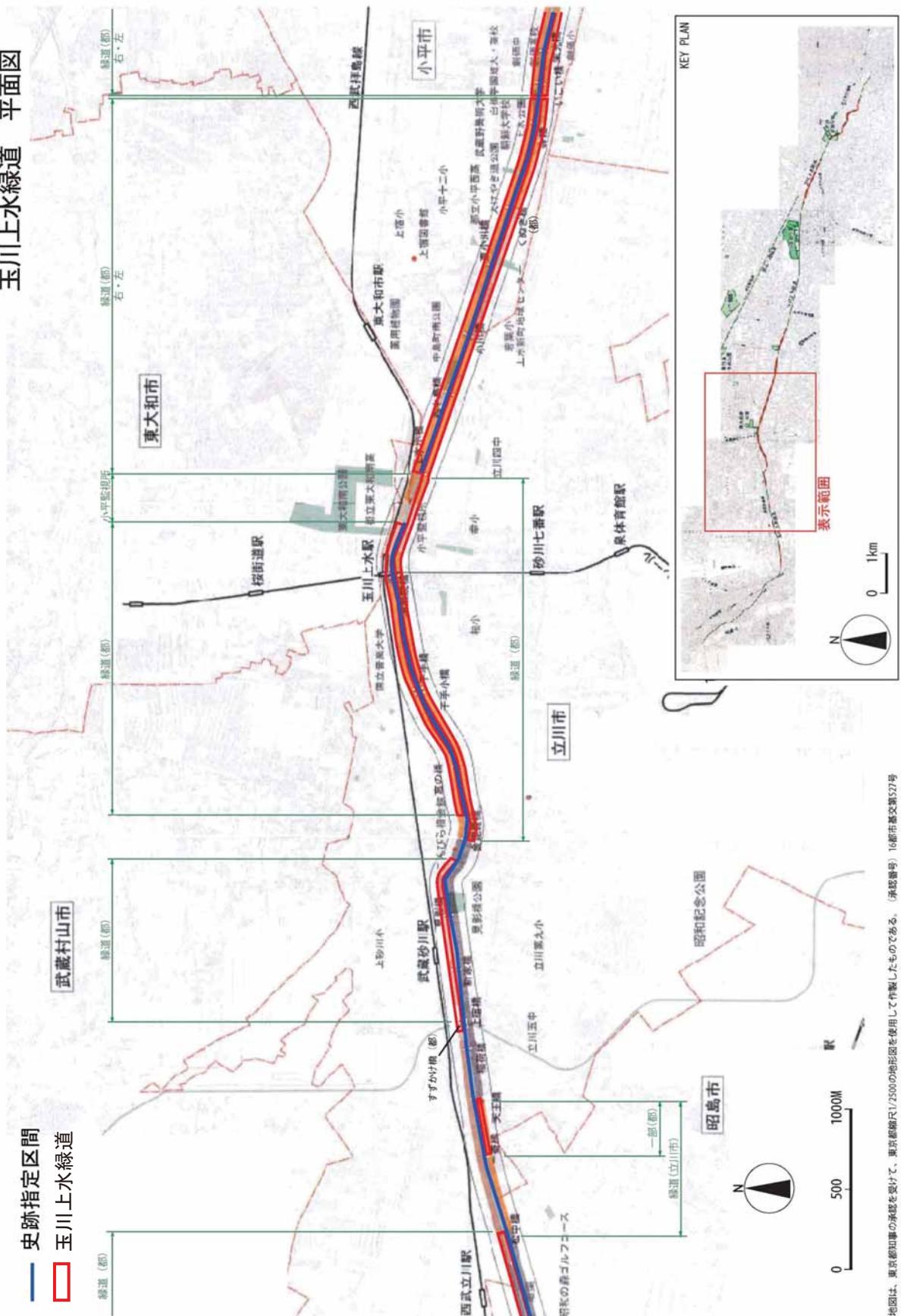
平面図 玉川上水緑道



この地図は、東京縮印事の承認を受けて、東京都境尺1/200の地図を使用して作製したものである。[承認番号] 16都基交第577号

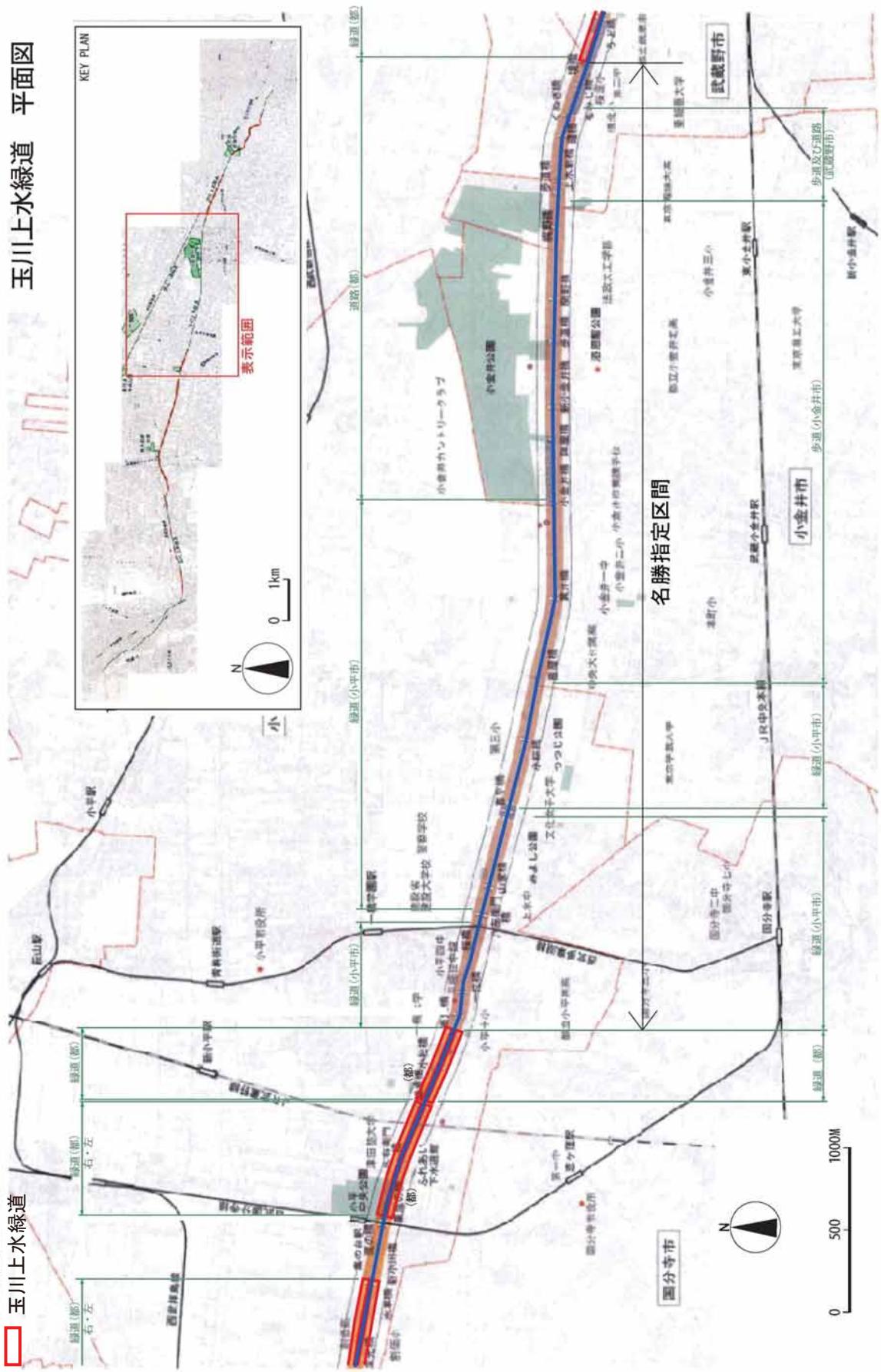
平面図 玉川上水緑道

史跡指定区間
玉川上水緑道

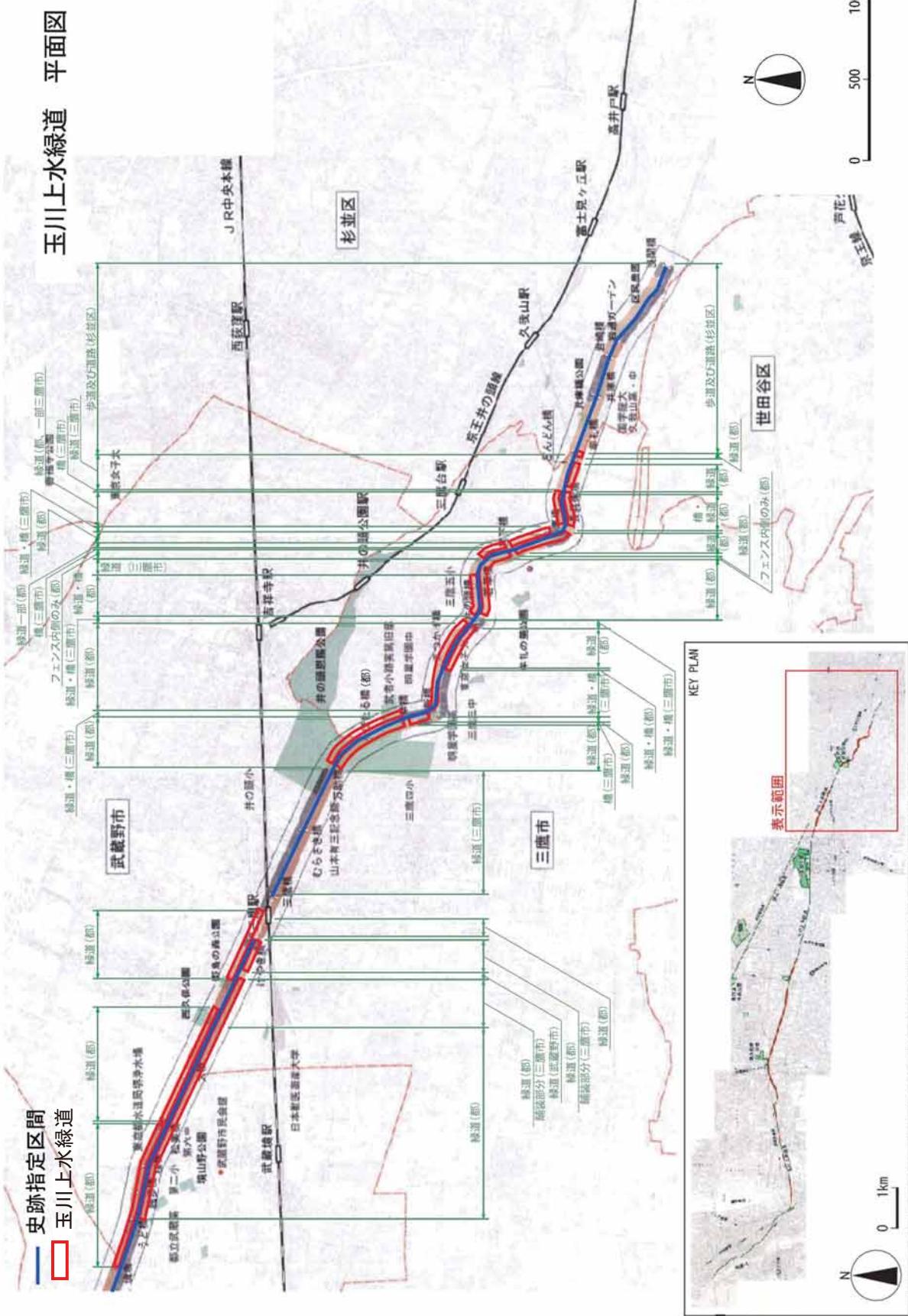


— 史跡指定区間 —

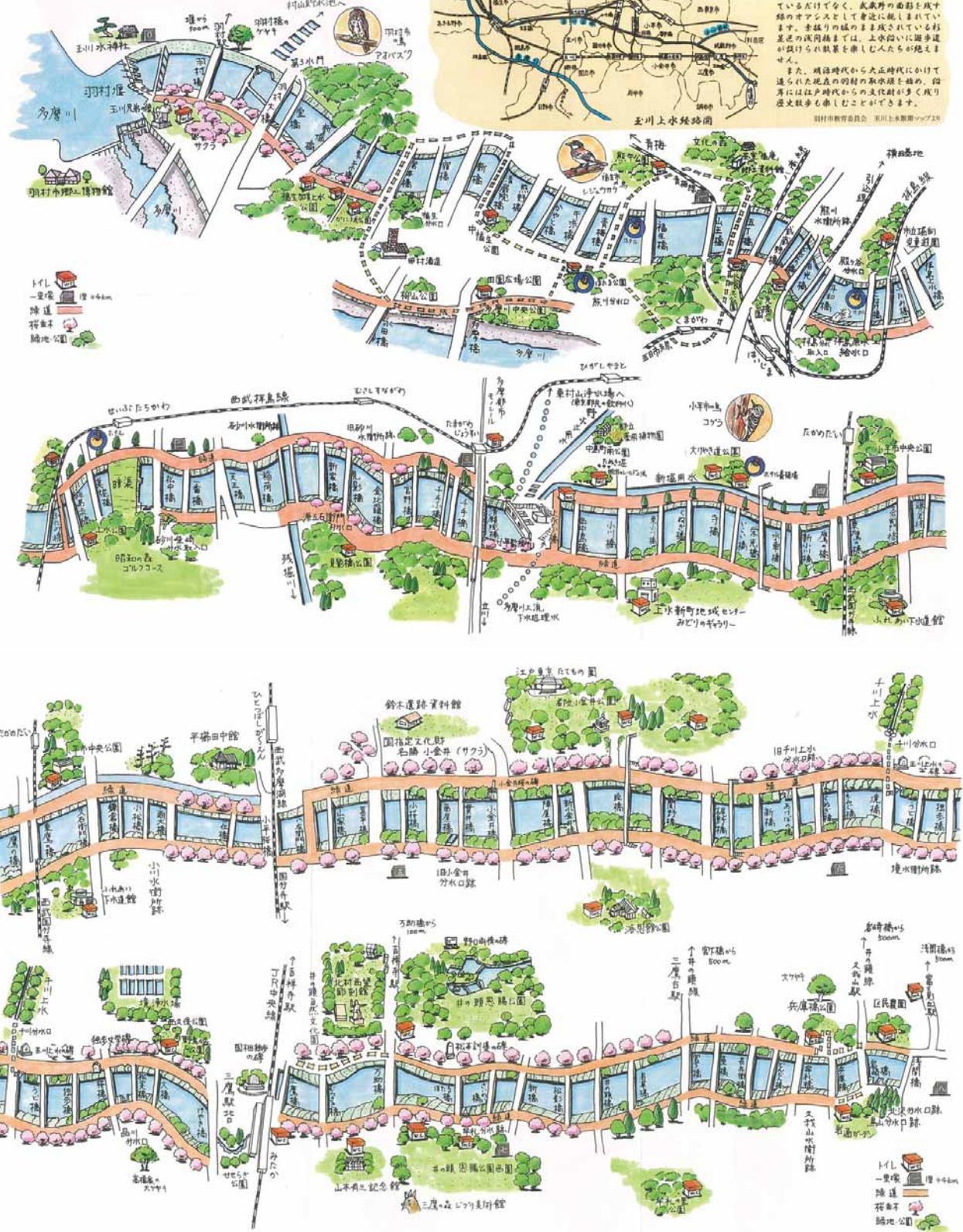
□ 玉川上水緑道



（承認番号）16都市伝第527号



玉川上水散策マップ



※図中の「緑道」とは、歩行者専用道路及び地元市区設置管理の遊歩道を含む

玉川上水散策マップ

初版/2003年3月
発行/東京都西部公園緑地事務所
〒180-0005 東京都武蔵野市御殿山1-17-59
TEL 0422-47-0111
イラスト/今村弘子
財團法人 東京都公園協会 2003L10000